

「プラットフォームガイドラインに関する委員会」への提案

役務放送事業者



経営者連絡会に関して

- ガイドラインには、「徴収した手数料等の使途概要について、衛星放送事業者に対し、原則として四半期毎(年4回)に説明を行う。」とあるが、現状は定型のものに実績数値等を入れ込んだものであり、特に「業績概要」に関しては、事前配布で問題ないと考える。
- 上記、業績概要に関しては、スカパーサービスとe2サービスの営業収益は明確に分離した上で、使途実績の説明に繋げていただきたい。
- 「放送事業本部」の説明も、実施結果と今後の概略予定止まりであり、予定との乖離を従前認識した上で、「二正面作戦」等の政策評価を行い、それを受けて今後の政策を聞かしていただくことに意義があると思う。
- また、都度、テーマを決めて、問題点を明らかにした上で討議することも必要だと考える。



手数料と対応業務に関して

- 2008年11月の経営者連絡会で提示された「業務手数料の検討」も、その後、なんの代替提案もない。
- 委託業務契約の[別表1]に記載されている「業務手数料」の定義とは、「有料放送料金の収納及びデジタル衛星放送の普及促進業務」となっており、青字部分は、明らかにユニバースの拡大を意味しており、124/128事業者にとっては、40数ヶ月、4期に渡り不履行となっている。
- 本来、スカパーサービスの純減がトレンド化した時点で、ベーシック33%の見直しが必要なのが通常の間感であり、また、現時点に至ってはSDのハードウェアがない以上、課金収納コストのみが、整合できると考える。
- ★. 現BP組成時に、パーフェクト時代の事業者はパック参加と同時に、28%から33%に変更された経緯も直視して頂きたい。(更に、組成に関してコミットはなかったがユニバースの拡大が大目標とされていたことは、事実である)



コンテンツ事業に関して

- 1996年に始まったPPVは、その時点では新鮮なサービス提案であった。
しかし、電話接続率の限界、時代、技術の進展から現在、オールドサービスと言わざるを得ない。PPVJ自体の経営に言を挟むつもりはないが、JCOM抜きでは明らかに赤字事業であることは、容易に想像される。
 - ・ワールドカップなど、ビッグイベントに関してスカチャンの多くの帯域を使用することは、大方、同意するところではあるが、アダルト、洋画を含めた展開をいまだに続けていることに、また、それがガイド誌の巻頭に常に位置していることも、大いに疑問である。
 - ・スカパーとして、本気でコンテンツで加入を促進するつもりなら、WOWOWのドラマW相当のオリジナルで力のあるものを、「スカパーでしか観られない！！」としてチャレンジすべき、
- または、スカパーはプラットフォームの原点に帰り、訴求コンテンツに関しては、chとの協力、chの認知に重点を移すことも早急なる課題と考える。

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会への意見書

抵触すると考えられるするガイドラインの項目

Ⅱ-1-〔2〕、「広告宣伝・販売促進の考え方」

Ⅱ-2-〔1〕、「当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性」の確保について

スカパーJSAT 株式会社（以下スカパーJSAT）の 2009 年度重点課題は「スカパー！及びスカパーe2！の 2 正面作戦」となっております。しかし、2010 年 1 月末時点でスカパー！新規加入者は目標 15 万件に対して 7 万 7, 980 件に低迷し、スカパー e2！においても 37 万 3,726 件と目標は超えたものの WOWOW 新規加入 62 万 702 件に遠く及ばない数値となっております。

この事態に対しては普及促進 WG の場などで「地デジ 3 波共用機のエコポイント付与という絶好の機会を捉えて伸びる e2 の強化を！」と訴えましたが受け入れられませんでした。

一方でスカパー！サービスに関してはスカパー！HD というキャッチコピーと共に大量の宣伝が投下されたわけですが、そもそもスカパー！とスカパー！HD はサービスが異なるだけではなく、事業者にとってスカパー！が役務・委託免許に伴う放送事業であり、スカパーHD！は役務免許を取得したスカパーブロードキャスティング社に対する番供事業です。第 4 回の委員会においては「…ガイドラインに則った適切な対応をしております。」との回答がスカパーJSAT 側からもされておりますが、この年末年始の宣伝はまさにスカパーHD！一色に染まった感があります。スカパー！とスカパーHD！サービスが混在しHD！に注力するあまり、一方で伸びるべき e2 サービスが取り組みとして劣後することは大きな問題と考えます。

スカパーJSAT と、スカパーブロードキャスティング社のスカパーHD！事業とのあらゆる面での峻別を明確にし、販促・宣伝における e2 事業の公平性が担保されるように願う次第です。

以上

■ガイドラインの運用に関する問題点

- ①現行、スカパーJ S A Tは四半期毎に経営者連絡会を開催して、委託放送事業者等から徴収した手数料等の使途概要を説明等しているが、プラットフォームサービスと衛星事業サービスが同一法人化（一体化）した状況においては、衛星事業提供サービスの説明等も関連して行うべきであることを要望する。
- ②プラットフォームが顧客の勧誘活動を代理店等の第三者に委託している場合および個人情報処理業務を外部に委託している場合において、当該委託者が不適切な行為または不適切な業務を行っていることが判明した時には、関係する委託放送事業者等に対して個別に事実情報の提供と善後策を通知することを要望する。

■ガイドラインの改正に関する要望

- ①現行の衛星プラットフォーム事業者が1社しか存在しない状況下では、委託放送事業者等がプラットフォームが提供するサービスを比較検討して契約先を選択することが不可能である。従って、独占プラットフォーム事業者は自身の提供する「標準サービス」を「提供内容と準じた対価」について複数設定し、委託放送事業者等が選択するシステムに変更することを要望する。
- ②委託放送事業者等がパック・セットを組成、変更しようとする場合のプラットフォーム事業者の関与は、その内容に対する提案、助言となっているが、現行のパック商品が変更や廃止の提案を困難とする商品構成になっており、ガイドライン規定にそぐわない状態であるため検証を要望する。

以上